ACCOUNTING, TAX CONSULTING, AUDITING, HUMAN RESOURCE CONSULTING, LEGAL CONSULTING...

2018 年度 7 月最新情報

- 2018年度6月20日付けガイドライン08/2018 / TT-BTP号「保護された取引のための国内登録簿の取引と資産を登録すること」
- 2018年6月12日付けベトナム競争法
- 2020 年の公式手紙 4420 / TCHQ-XNK 号は、税関総局から発行された遅れた納税の漸進的支払いに基づき、提案します。
- 二重課税を避けること又法人所得税に対する財政脱税を防ぐためのカンボジア 国又ベトナム国との間の協定を承認する施行細則 100 / NQ-CP 2018 号

最新情報の明細

- ベトナム税法項目

- 2020年の公式手紙4420 / TCHQ-XNK 号は、税関総局から発行された遅れた納税の漸進的支払いに基づき、提案します。

法律第 106/2016 / QH13 の第 3 条第 2 項で改正された法律第 21/2012 / QH13 の第 1 項第 25 条には、以下のように規定されています。 "4.納税者は税金の強制を受けてはなりません。税務当局は、税制上の強制期間の開始日から 12 ヶ月以内に段階的に税金を支払うことができるものとします。納税者は、金融機関等からの保証が必要です。納税者は、支払期限の遅い税額で計算した 1 日あたり、0.03％の納税額を支払う必要があります。

税務行政法および税法改正法の条項の詳細については、2013 年 7 月 22 日付けの政府令 83/2013 / ND-CP 第 39 条に記載されています。 要するに、税務行政上の決定を執行されますが、全額の税金を一括して支払うことができない納税者の場

合、その日から最大 12 ヵ月以内に徐々に税金を払う権利がある税務行政上の決定の執行の期限は信用機関の保証がなされる限り、税金の遅延支払いの進展を遂行する時点とします。

- **二重課税を避けること又法人所得税に対する財政脱税を防ぐためのカンボジア国又ベトナム国との間の協定を承認する施行細則100 / NQ-CP 2018号**

2015 年 4 月の初めにカンボジア 国、ラオス国 とベトナム国の三か国の第 6 回 GMS サミットがあってからこそ、ベトナムの財政経済とカンボジアの財務省は両国間、二重課税の回避及び脱税の防止の上で正式な契約を締結しました。

従って、2018 年度 7 月 31 日にて、ベトナム政府は、二重課税の回避と所得税の脱税の回避に関するベトナムとカンボジアの間の合意を承認する施行細則 100 / NQ-CP 号を発行しました。

▪ 企業ビジネス項目

- **2018 年度 6 月 20 日付けガイドライン 08/2018 / TT-BTP 号「保護された取引のための国内登録簿の取引と資産を登録すること」**

個人および法人は、登録のために登録センターの 1 つを選択し、法律の規定に従ってセキュリティ対策および契約に関する情報を提供することができます。登録センターは、本部を置くセンターの管理上の境界にかかわらず、全国の個人および法人の要求に応じて登録し、情報を提供しなければなりません。登録センターでのセキュリティ対策の登録に関する情報民事審判実施機関における判定実施財産の紛失又は鑑定執行性の棄却に関する情報は、以下のいずれかの形態で送付されなければならない。

❖ 郵便で電子メール経由。
❖ オンライン登録システムを介すること。

本サーキュラーの発効前にすでに登録されているセキュリティ取引や契約が有効な場合、組織や個人はセキュリティ対策や契約を再登録する必要はありませんそ

れはこのサーキュラーに従ったものです。このサーキュラーは、2008 年 8 月 4 日以降発効されます。

- 2018 年 6 月 12 日付けベトナム競争法

これは、2018 年 6 月 12 日に国会で通過した 2018 年の競争法のハイライトです。したがって、不公正競争規則に違反している組織では、最高 2 億円の罰金が取られます。さらに、組織が競争法違反を犯した場合、次のような罰則が適用されます。

❖ 違反を犯した年の前年度に関連市場における違反している企業の総売上高の最大 5%の罰金。
❖ この法律の条項に違反する他の行為の最大限の罰金は、2 億ドルです。

競争法 2018 は、2008 年 7 月 1 日に発効されます。

平素はお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。弊社グループはベトナム及びその周辺国へ進出しておられます、日系企業様へ日本と同等の会計サービスをご提供出来るよう日々努力しております。弊社のサービスの特徴と致しましては、海外での業務提携会社と連携をとることにより、より広域的で迅速なサービスをご提供することが出来ます。また、お客様へのレポート等は全ての拠点が日本語にて行うことにより、海外拠点の状況を日本語並びに英語にて把握することが可能になります。何かご不明な点がございましたら弊社まで御気軽に連絡を下さいますようお願い申し上げます。

連絡先

【DDC】東遊日系向け国際コンサルグループ

住所: GIA LINH ビル 01 & 02 階 14 Nguyen Dinh Chieu 通り一区　ホーチミン市ベトナム国

Website: www.japanvietnam.com.vn; dptc.edu.vn

Email: duythuc@japanvietnam.com.vn Toni Tran (Mr.)

Cell phone: 090 925 7602

Bản tin tóm tắt nội dung văn bản chỉ mang tính tổng hợp, không có giá trị áp dụng vào các trường hợp cụ thể. Để hiểu đầy đủ và chính xác quy định pháp luật, khách hàng cần tìm đọc nội dung chi tiết toàn văn văn bản và tham khảo thêm ý kiến của chuyên gia.